

焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領</p> <p>第1条・第2条 略 (最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の(1)から(5)に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の<u>8</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の<u>8</u>を乗じた額(測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(地質調査業務にあつては3分の2)とする。また、最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いない場合:別図)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p>	<p>焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領</p> <p>第1条・第2条 略 (最低制限価格の設定及び算定)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の(1)から(5)に示す業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の<u>8.1</u>を乗じて得た額を超える場合にあつては、予定価格に10分の<u>8.1</u>を乗じた額(測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(地質調査業務にあつては3分の2)とする。また、最低制限価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(1) 測量業務</p> <p>ア 直接測量費の額</p> <p>イ 測量調査費の額</p> <p>ウ 諸経費の額に10分の<u>5.0</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 土木関係の建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いない場合:別図)</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 直接経費の額</p> <p>ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>エ 一般管理費等の額に10分の<u>5.0</u>を乗じて得た額</p> <p>(3) 建築関係の建設コンサルタント業務</p> <p>ア 直接人件費の額</p> <p>イ 特別経費の額</p> <p>ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p> <p>(4) 地質調査業務</p> <p>ア 直接調査費の額</p> <p>イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額</p>

改正前	改正後
<p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額  エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額  (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図）  ア 直接人件費の額  イ 直接経費の額  ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額  エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額</p> <p>2 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>3 予定価格を記載する書面には、最低制限価格及び入札書比較価格（最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額をいう。）を記載する。</p> <p>第4条  ～ 略</p> <p>第6条  附則 略  別図 略</p>	<p>ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額  エ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額  (5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合：別図）  ア 直接人件費の額  イ 直接経費の額  ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額  エ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額</p> <p>2 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、前項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。</p> <p>3 予定価格を記載する書面には、最低制限価格及び入札書比較価格（最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額をいう。）を記載する。</p> <p>第4条  ～ 略</p> <p>第6条  附則 略  別図 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の焼津市建設工事関連業務委託最低制限価格取扱要領第3条の規定は、令和6年10月1日以後に公告又は指名通知を行う案件について適用し、同日前に公告又は通知等を行った案件については、なお従前の例による。